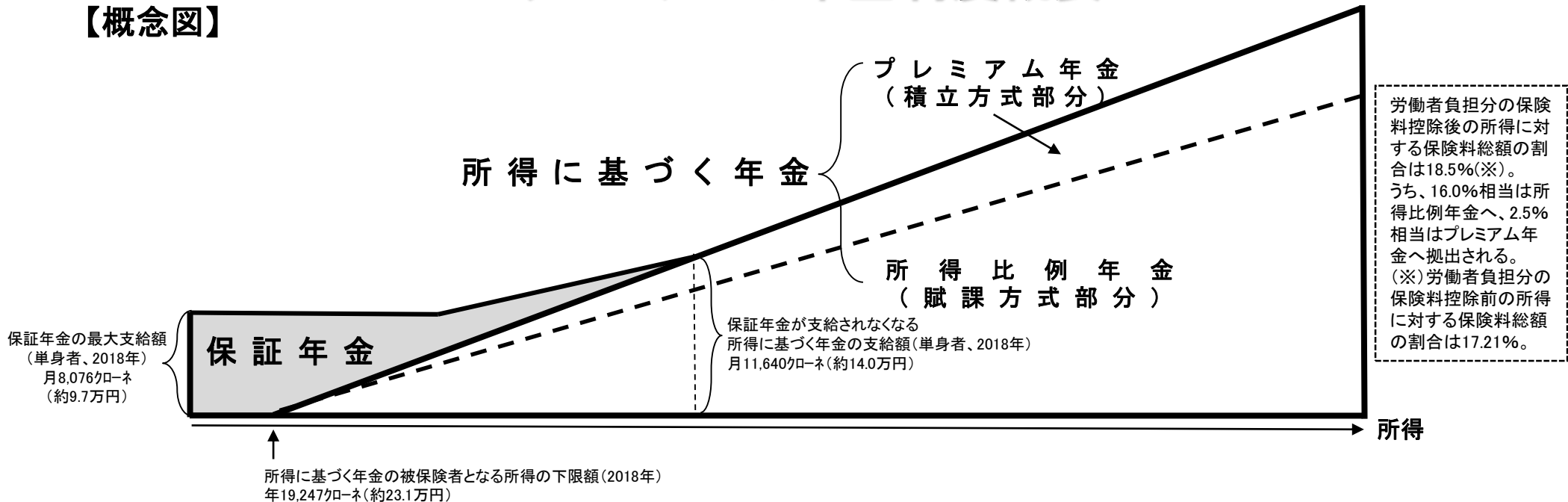


スウェーデンの年金制度概要

【概念図】



【制度の概要】

- 所得に基づく年金は「賦課方式部分」と「積立方式部分」に分かれる
- 低・無年金者に対しては税を財源とする保証年金を支給

- 被保険者 (2018年末) … 年間所得が19,247クローネ (約23.1万円) 以上の者
- 保険料率 (2018年末) … 被用者: 17.21% (労: 7%、使: 10.21%) 自営業者: 17.21%
※ 上記は老齢年金の保険料率。遺族/障害年金の保険料は、事業主又は自営業者のみ負担
- 支給開始年齢 (2018年末) … 所得に基づく年金: — (61歳以降で受給者自ら受給開始時期を選択)
 保証年金: 65歳
- 最低加入期間 … 所得に基づく年金: なし
 保証年金: 3年以上のEU諸国等 (うち1年以上はスウェーデン) での居住が必要
- 財政方式 … 所得に基づく年金: 賦課方式 (プレミアム年金は積立方式)
 保証年金: 税方式
- 国庫負担 … 所得に基づく年金: 原則なし
 保証年金: 全額が国庫負担

※ 換算レートは2018年12月中に適用された裁定外国為替相場 (1クローネ = 12円) による。

【給付の構造】

(老齢年金額の算定式)

○所得に基づく年金

①所得比例年金(賦課方式部分): $(\text{個人納付保険料総額} + \text{みなし運用益}^{※1}) / \text{除数}^{※2}$ … 概念上の拠出建て

(※1) 名目平均所得上昇率、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配したもの、管理費等を踏まえて、毎年設定される。

(※2) それぞれの生まれ年ごとに、退職時の平均余命を、将来における実質所得上昇率で調整して算出した数値。

②プレミアム年金(積立方式部分): $(\text{個人納付保険料総額} + \text{運用益}^{※3})$ を保険数理的に計算したもの … 通常の拠出建て

(※3) 実際の保険料の運用益に、受給開始前に死亡した被保険者が納付した保険料を同年齢の被保険者に分配したものを加え、管理費を差し引いたもの。

○保証年金 ※EU諸国等に居住している場合にのみ支給。

〈所得に基づく年金の額が物価基礎額の1.26倍未満の場合〉

- ・所得に基づく年金と保証年金との合計額が、月8,076クローネ(約9.7万円)となるように、保証年金を支給。
- ・保証年金の額 = (物価基礎額 × 2.13 - 所得に基づく年金の額) × 居住年数 / 40

〈所得に基づく年金の額が物価基礎額の1.26倍以上、3.07倍未満の場合〉

- ・所得に基づく年金の額の増加に伴い、上乘せされる保証年金の額が少なくなるように、保証年金を支給。
- ・保証年金の額 = {物価基礎額 × 0.87 - (所得に基づく年金の額 - 物価基礎額 × 1.26) × 0.48} × 居住年数 / 40

〈所得に基づく年金の額が物価基礎額の3.07倍以上の場合〉

- ・保証年金は支給されない

※ 物価基礎額は、45,500クローネ(約54.6万円)(2018年時点)

※ EU諸国等に40年居住で満額支給。

※ 上記は単身者の場合。既婚者の場合は、それぞれ給付額の一部が減額されるほか、所得に基づく年金の額が物価基礎額の約2.72倍以上の場合には、保証年金は支給されない。

【沿革】

1913年	年金保険法制定
1948年	基礎年金制度発足
1960年	付加年金制度発足
1977年	支給開始年齢の引下げ (67歳から65歳へ)
1999年	年金改革法の段階的施行 (所得に基づく年金(2001年から給付開始)、保証年金(2003年から給付開始)の導入)
2002年	自動財政均衡メカニズムの導入

(資料出所) ・ ORANGE REPORT 2017 ・ Mutual Information System on Social Protection in the Member States of the European Union
・ 政府発表資料 ほか